保護者のみなさまへ

安芸太田町教育委員会教育長

令和７年度就学援助について（お知らせ）

安芸太田町では、町内に住所を有し、町内の小中学校に通う児童生徒の保護者で経済的に困っておられる方への学用品費や給食費等の経費について援助を行います。

【就学援助を受けることができる世帯】次のいずれかに該当する世帯です。

区分	申　請　理　由		添　付　書　類
1	生活保護を受けておられる方		被保護証明書
2	生活保護が停止又は廃止になった方		保護停止・廃止決定通知書の写し
3	町民税が非課税の方	（申請者が非課税又は減免を受けていても、他の世帯員が課税されている場合は、該当しません。）	町・県民税非課税証明書
	町民税が減免された方		町・県民税減免承認通知書の写し
	個人事業税が減免された方		個人事業税減免通知書の写し
	固定資産税が減免された方		固定資産税減免承認通知書の写し
4	国民年金の掛金が減免された方		国民年金保険料免除申請承認通知書の写し
5	国民健康保険料の減免又は徴収猶予された方		国民健康保険税減免申請に伴う決定通知書の写し
6	児童扶養手当を受けておられる方 （児童手当又は特別児童扶養手当とは違います。）		児童扶養手当証書の写し
7	生活福祉資金の貸付を受けておられる方		生活福祉資金貸付決定通知書の写し
8	雇用保険の失業給付を受けておられる方 （世帯の中でほかに収入を得ている方がおられる場合は、対象にならないことがあります。）		雇用保険受給資格者証書の写し
9	経済的に就学困難な方		令和６年分給与所得の源泉徴収票 令和６年分所得税の確定申告書（控） ※世帯の中で２人以上の方に収入がある場合は、所得者全員のものが必要です。 ※世帯全員が令和７年１月１日時点で安芸太田町に住民票がある場合、添付書類は不要です。
10	特別な理由がある方 （保護者が死亡・災害にあった場合など）		学校又は教育委員会教育課にご相談ください。

※世帯の状況によっては、収入を証明する書類等を別に提出していただく場合があります。

※所得証明を添付される場合は、個人ごとの証明をお願いします。

【申込方法等】

申し込みを希望される方は、就学援助費受給申請書に必要事項を記入し、学校へ提出してください。（受給申請書は、学校又は教育委員会教育課にあります。**また、町ホームページからダウンロードも可能です。**）

1　申請に必要な書類

(1) 令和７年度就学援助受給申請書…申請書は、同じ学校であれば兄弟姉妹で１枚。
申請書には、学校長の意見が必要です。

(2) 該当する申請理由の証明書類（写し）　必ず添付してください。

2　申込期間　　令和７年４月９日（水）～令和７年５月９日（金）

※添付書類が間に合わない場合には、事前にお知らせください。

※申請書は、令和６年度に援助を受けられた方、入学前支給を受けられた方も申請が必要です。

【援助の内容】　　（単位：円）

区　分		新入学用品費	学用品費	通学用品費	校外活動費	ＰＴＡ会費	給食費	修学旅行費	学校病医療費
小学校	１年	57,060	11,630		実費	実費	実費		実費
	２年～６年			2,270				実費（限度額 22,690）	
中学校	１年	63,000	22,730		実費	実費	実費		実費
	２・３年			2,270				実費（限度額 60,910）	

※ １　新入学学用品費は、上記申込期間に申請され、認定された方に限り支給します。
２　新入学学用品費を入学前に受給された方はその他の援助費を支給します。
３　学校病医療費の支給対象となる病気は、トラコーマ・結膜炎・白癬・疥癬・膿痂疹・中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド・う歯（むし歯）又は寄生虫病に限られています。

【認定の決定・支給方法】

審査結果は、学校長を通じてお知らせします。

援助費(学校病医療費など除く)は、原則、毎学期末に学校長を通じて保護者に支給しますが、**給食費（実費）については、教育委員会から共同調理場へ直接支払うものとします。（令和７年度より実施）**

就学援助の申請は、申込期日以降でも随時受け付けています。年度途中で就学援助が必要となられた場合は、申請書を学校へ提出してください。（ただし、申請日以降の認定となります。）

ご不明な点は、学校又は安芸太田町教育委員会教育課へお気軽にご連絡ください。

安芸太田町教育委員会　教育課　栗栖
☎　２２－１２１２